

倫理規則

(目的)

第1条 本規則は、日本乳幼児精神保健学会が、乳幼児と養育者の心身の健康に向け、質の高い専門的支援を実践するための活動を行なうため、会員が学会の活動に関して倫理的に配慮し順守すべき事項およびその違反に対する学会の調査・懲戒の継続を定める。

(倫理的配慮・順守事項)

第2条 本学会の会員は以下の各号を遵守しなければならない。

1号 研究

「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」（文部科学省・厚生労働省・経済産業省）を指針とする。

2号 投稿・学会発表

臨床実験に関する投稿並びに学会発表は対象事例からのインフォームドコンセントや、各施設の倫理委員会の承認が得られている旨を明記する。また、プライバシー侵害の恐れがある文章、顔写真などは個人が識別できないように配慮する

3号 他者へのハラスメントの禁止

学会活動におけるハラスメントの防止に関する規定に定めるところに従い、その防止に努める。

4号 法令・定款、その他の規則を遵守すること

5号 不実の事実を告げて、本学会の名誉信用を傷つけ、または設立の趣旨に反

し、または秩序を乱す行為の禁止

(懲戒処分)

第3条 倫理規則に反する行為に対する懲戒処分は以下の通りとする。

1号 戒告

2号 活動資格停止

3号 除名

(倫理違反行為の申立)

第4条 倫理委員会は、倫理委員会内に倫理違反申立窓口を設ける。

2項 第2条各号（ただし、第3号を除く）の会員の行為に対し、次の者が倫理違反を申し立てることができる。

1号 第2条第1号 指針に違反した研究の対象とされた者

2号 同条第2号 インフォームドコンセントが適正に行われなかった事例の当事

者、並びに文章、顔写真等で個人識別を防ぐ措置が行われなかった当事者

3号 同条第4号 違反行為により損害を受けた当事者

4号 同条第5号 本学会代表理事

3 項 前項の定めに従い、会員の違反行為に対する懲戒を求める者は、以下の事項を記載した申立書を作成し、違反行為の発生とその結果に関する証拠を付して、倫理違反申立窓口に申し立てる。

1 号 申立人の氏名、所属・連絡先

2 号 違反行為があったと主張する会員の氏名

3 号 違反行為の種類、時期、具体的内容及び本規則第 2 条の該当項目、申立人の
申立資格

4 号 違反行為により生じた結果

(申立に対する手続)

第 5 条 倫理委員長は、前項の申立書が、本条第 3 項及び第 4 項の形式的要件を充たさない場合には、申立人にその旨を通知して、手続きを開始しない。申立書がこれらの形式的要件を充たす場合は、倫理委員長は、申立人及び被申立人との利害関係に配慮して、事実関係を調査する者（複数名）を選定し、必要な調査を行なわせる。調査担当者は、調査の結果に処分意見を付して、倫理委員長に報告する。

2 項 前項の事実調査を学会の外部の独立の第三者に行わせることが相当である場合には、倫理委員長はこれを理事会に諮り、理事会の承認を得たときは、理事長が独立の第三者に事実調査を依頼することとする。第三者委員会は、調査結果に処分意見を付して、理事長に報告することとする。

3 項 倫理委員長は、倫理違反の申立を受けたときは、理事会に対し、その概要と調査の経過を報告するとともに、調査を終了したときは、直近の理事会においてその結果を懲戒処分に関する意見を付して報告する。

(懲戒に関する理事会の決定)

第 6 条 理事会は、倫理委員長もしくは第三者委員会の報告に基づき、第 3 条に照らし、当該会員に対する懲戒処分を決定し、速やかに申立人及び違反行為を申し立てられた会員に通知する。

2 項 戒告及び活動停止の処分は理事会の決定をもって効力を生じる。

3 項 理事会が除名相当の決議をしたときは、除名の処分は、定款第 11 条に従い、直近の総会決議で承認されたときに効力を生じるものとする。この場合において、理事会は、除名相当との決定に附帯して、総会決議までの間、当該会員の活動を停止させる処分を行うことができる。

(懲戒処分の公表)

第 7 条 倫理委員会は、前項の処分が効力を生じた場合には、申立人・関係人のプライバシーに配慮しつつ、その事案の概要と処分の理由を学会ウェブサイトにて公表する。

(守秘義務)

第8条 前項のほか、ハラスメントの相談・調査・処分に関わった者は、これにより

知りえた申立人・関係者のプライバシーにかかわる事実を漏らしてはならない

附則 本規則は令和7年7月31日より実施する。